

園部幼稚園預かり保育について

実施対象者	<ul style="list-style-type: none"> 園部幼稚園に在園する幼児（3、4、5歳児） ※3歳児については、平常保育開始以降
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> 幼児を主に保育する保護者又はその親族の疾病などにより、一時的に家庭における保育に欠ける状況となったとき（例：就労、兄弟の学校参観や行事・PTA活動、通院・治療 他） その他教育長が必要と認めたとき。
実施日	<ul style="list-style-type: none"> 月、火、木、金の保育実施日 午後2時～午後5時まで 水（第1週、第2週に限る）の保育実施日 午前11時30分～午後5時まで （お弁当持参）
保育の申請	<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育を受けようとする保護者は、幼稚園預かり保育実施申請書に保育の要件及び必要な事項を明確に記入して、園に提出する。 （緊急時以外は、必ず実施日の3日前までに提出＜休日を除く＞） 緊急時の場合（保護者の急病、家族の急病など）幼稚園長に申出を行い、その後に申請を行うことができる。 *仕事のシフト変更などは緊急時扱いとなりませんのでご注意ください。
保育の決定	<ul style="list-style-type: none"> 申請書を受理後、南丹市立幼稚園預かり保育決定通知書を通知される。
変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育を受けようとする保護者は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに（1週間以内）幼稚園預かり保育変更届に必要な事項を記入して園に提出する。 預かり保育申請日当日の変更（取り消し）は、午後2時までに連絡し、変更届を提出する。
保育料の納付	<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育の実施を受けた保護者は、保育料（1回200円）を月末までに納付しなければならない。 保育料は保育の必要性の認定手続きにより、認定されたら無償となります。（おやつ代は必要） *預かり保育を受けた月の翌月10日前後に、子育て支援課発送の納付書を持ち帰ります。 *幼稚園保育料、預かり保育料を滞納されると利用できません。 *保育料とは別におやつ代（70円）はその都度お支払いください。
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> 保育料の他、預かり保育のために必要となる経費については、保護者の負担とする。
預かり保育の降園	<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育の実施を受けた保護者は、申請した預かり保育の終了時間（午後5時）までに預かり保育実施幼稚園において引渡しを受けなければならない。 やむを得ず保護者以外の方が迎えに来られる時は、保護者が園に連絡すること。（保護者名札着用）
預かり保育中の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育の実施を受けた保護者は、緊急時の連絡先（職場や病院の連絡先を記入）を明確にし、必ず記入してください。
預かり保育を申請している日の取り消しについて	<ul style="list-style-type: none"> 保育時間内（午後2時まで）に取消の連絡があった場合は、取消を受理します。 午後2時を過ぎてからの連絡は、数分でも預かり保育料をいただきます。
預かり保育申請がない日に保護者の都合で遅くなる場合	<ul style="list-style-type: none"> 午後2時15分を過ぎる場合は、預かり保育申請が必要となり、預かり保育料が発生します。